

新潟県企業局管理規程第3号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月18日

新潟県企業管理者 桑原 勝史

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
<p>(事務引継ぎ) 第181条 (略)</p> <p>2 前項の引継ぎの場合においては、前任者は、交替の前日をもって引き継ぐべき帳簿を締め切り、当該帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を2通作成し、後任者が立会いの上、現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わつた旨を記入し、両者が記名して、各1通を保存しなければならない。</p>	<p>(事務引継ぎ) 第181条 (略)</p> <p>2 前項の引継ぎの場合においては、前任者は、交替の前日をもって引き継ぐべき帳簿を締め切り、当該帳簿及び証拠書類その他の書類の目録を記載した引継書を2通作成し、後任者が立会いの上、現物を対照し、受渡しをした後、引継書に年月日及び引継ぎを終わつた旨を記入し、両者が記名<u>押印</u>して、各1通を保存しなければならない。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。